

(様式 1 - 3)

福島県(南相馬市)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 12 月時点

NO.	66	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 飯崎地区【基金型】	事業番号	(5)-40-44
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	(2,134,790) 2,174,790 (千円)		全体事業費	(2,312,108) 2,352,108 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>避難指示区域のある南相馬市において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理が行われてきたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が不可能となり、施設の劣化や機能低下が進んでいる。特に農用地については8カ年に渡り作付けを休止しているため荒廃が進んでいる。</p> <p>よって、本事業を導入することにより、被災農家を含めた地域住民の帰還の促進や担い手農家への農地利用集積を図り、農村地域の再生加速化を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本地区は東日本大震災以前からほ場整備事業を実施すべく調整してきたが、上述のとおり営農再開が困難な状況となっている。しかし、担い手をはじめ多くの農家は営農再開意欲が強いいため、基盤整備により、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上、農作業の協業化、担い手への農地集積を促進することを目指す。</p> <p>このため、農地整備事業を実施する。</p> <p>受益面積 A=101.4ha (飯崎 (はんさき) 地区)</p> <p>※第 28 回申請については、令和元年 10 月の台風 19 号及び 21 号により地区内の農地及び農業用施設が甚大な被害を受けたため、復旧等に要する費用を要求する。</p> <p>【南相馬市復興計画の記載】</p> <p>主要施策 3 (経済復興) - 基本施策 3-1 (産業の再生) - 主な方策 (農林水産業への支援)</p> <p>被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。</p> <p>【福島県復興計画】</p> <p>6 農林水産業再生プロジェクト 2 農業の再生 - ④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進・⑤農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 27 年度></p> <p>実施設計、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><平成 28 年度></p> <p>区画整理工 (A=28.9ha)、実施設計、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><平成 29 年度></p> <p>区画整理工 (A=16.9ha)、実施設計、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><平成 30 年度></p> <p>区画整理工 (A=5.0ha)、実施設計、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><平成 31 年度 (令和元年度) ></p> <p>区画整理工 (A=30.0ha)、補完工事、実施設計、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業</p>					

<p><令和2年度> 区画整理工 (A=20.6ha)、補完工事、実施設計、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和3年度> 補完工事、実施設計、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和4年度> 補完工事、設計業務、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和5年度> 補完工事、設計業務、換地業務、農業経営高度化支援事業</p>
<p>地域の帰還環境整備との関係</p> <p>本地域は避難指示区域であったことから、農用地及び農業用施設の維持管理が不可能となり、施設の劣化や機能低下が顕著であるため、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による農業生産基盤の整備を行う必要がある。</p>
<p>関連する事業の概要</p> <p>本地区は、農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）で平成22年度に事業着手したが、初年度の測量設計中に東日本大震災により被災した。</p>

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	
<p>事業名</p>	
<p>交付団体</p>	
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p></p>	

